

入札参加資格登録業者 各位
(「建設工事」ご登録の方)

会津若松市長 室井照平
(公印省略)

技術者配置要件の緩和及び現場代理人の常駐義務緩和の要件拡大について

このことについて、建設業法施行令改正により、令和5年1月1日から、技術者配置要件の緩和及び現場代理人常駐義務緩和の要件拡大が行われます。この見直しに伴う本市の対応及び変更事項について下記のとおりお知らせいたします。

記

1 技術者配置要件の金額緩和について

建設業法施行令が改正され、下記のとおり監理技術者配置の金額要件および技術者の専任の金額が緩和されます。

(1) 技術者配置の金額緩和内容

	(現行)		(改正後)
監理技術者配置の金額要件	4,000万円以上 (建築一式6,000万円以上)	⇒	4,500万円以上 (建築一式7,000万円以上)
工事現場における専任要件	3,500万円以上 (建築一式7,000万円以上)	⇒	4,000万円以上 (建築一式8,000万円以上)

(2) 適用日

令和5年1月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

(3) 監理技術者から主任技術者への変更及び専任技術者の非専任への変更について

令和4年12月31日以前に請負契約を締結した工事については、受注者と発注者の協議(任意様式により、書面を提出いただきます。)により、変更の可否を決定しますので、変更を希望される場合は、契約検査課へご連絡ください。

2 現場代理人の常駐義務緩和の金額要件拡大について

福島県において現場常駐義務の金額要件が緩和されたことを受け、本市においても、下記のとおり現場代理人常駐義務緩和の金額要件を拡大します。

(1) 金額要件の拡大内容

	(現行)		(改正後)
2件まで兼務可能な案件	それぞれ3,500万円未満 (建築一式7,000万円未満)	⇒	それぞれ4,000万円未満 (建築一式8,000万円未満)
3件まで兼務可能な案件	総額が3,500万円未満	⇒	総額が4,000万円未満

(2) 適用日

令和5年1月1日以降に緩和措置の申請があった案件から適用します。

3 留意点

現場代理人を兼務する場合であっても、これまで同様、以下の点に留意してください。

- (1) 兼務する工事のいずれかには必ず駐在し、必要に応じ行き来すること。
- (2) 市工事監督員及び工事現場との連絡を常時行える体制を整えること。
- (3) 安全管理の徹底や工事品質の確保に一層配慮すること。
- (4) 運用基準3第2号の規定により、常駐緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故や施工管理の不備等が発生した場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

4 その他

改正後の要綱等については、下記に掲載しております。

- (1) 会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱
 - ・ 市ホームページ>入札情報>8 入札制度>入札・契約関係例規等
- (2) 会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準
 - ・ 市ホームページ>入札情報>8 入札制度>入札・契約関係例規等
- (3) 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の適正配置について
 - ・ 市ホームページ>入札情報>8 入札制度
 - >会津若松市発注工事における現場代理人及び主任技術者等の適正配置について

【事務担当：総務部契約検査課入札契約グループ 電話 39-1217】